

## 參考資料 1

公害紛爭處理法令等



## 公害紛争処理法令等

○公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）	・	・	・	・	・	・	・	・
○公害紛争処理法施行令（昭和四十五年政令第二百五十三号）	・	・	・	・	・	・	・	・
○公害紛争処理法施行規則（昭和四十七年総理府令第四十七号）	・	・	・	・	・	・	・	・
○福岡県公害紛争処理条例（昭和四十五年条例第四十一号）	・	・	・	・	・	・	・	・
○福岡県公害紛争処理条例施行規則（昭和四十六年規則第五号）	・	・	・	・	・	・	・	・
○福岡県公害審査会運営規程	・	・	・	・	・	・	・	・
○福岡県公害審査会の会議の公開に関する基準	・	・	・	・	・	・	・	・
○福岡県公害審査会議傍聴要領	・	・	・	・	・	・	・	・
○福岡県公害審査会議傍聴者の遵守事項	・	・	・	・	・	・	・	・

## ○公害紛争処理法

(昭和四十五年六月一日)

(法律第百八号)

第六十三回特別国会

第三次佐藤内閣

び裁定の制度を設けること等により、その迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。

(昭四七法五一・昭四九法八四・一部改正)

(平五法九二・一部改正)

第二条 この法律において「公害」とは、環境基本法(平成五年法律第九十一条)第一項に規定する公害をいう。

(平五法九二・一部改正)

第二章 公害に係る紛争の処理機構

第一節 公害等調整委員会

(公害等調整委員会)

第三条 公害等調整委員会(以下「中央委員会」という。)は、この法律の

定めるところにより公害に係る紛争についてあつせん、調停、仲裁及び裁定を行うとともに、地方公共団体が行う公害に関する苦情の処理について指導等を行う。

(昭四七法五一・全改、昭四九法八四・一部改正)

第四条から第十一条まで 削除

(昭四七法五一)

第二節 都道府県公害審査会等

(審査会の設置)

第十三条 都道府県は、条例で定めるところにより、都道府県公害審査会

(以下「審査会」という。)を置くことができる。

(審査会の所掌事務)

第十四条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

一 この法律の定めるところにより、公害に係る紛争について、あつせ

ん、調停及び仲裁を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、この法律の定めるところにより、審査会の権限に属させられた事項を行うこと。

(昭四九法八四・一部改正)

(審査会の組織)

第一条 この法律は、公害に係る紛争について、あつせん、調停、仲裁及

附則

第一章 総則

(目的)

第一章 総則(第一条・第二条)  
第二章 公害に係る紛争の処理機構  
第一節 公害等調整委員会(第三条一第十二条)  
第二節 都道府県公害審査会等(第十三条一第二十三条)

第三章 公害に係る紛争の処理手続  
第一節 総則(第二十三条の二一第二十三条の五)  
第二節 あつせん、調停及び仲裁  
第一款 通則(第二十四条一第二十七条の三)  
第二款 あつせん(第二十八条一第三十条)  
第三款 調停(第三十一条一第三十八条)  
第四款 仲裁(第三十九条一第四十二条)

第五章 裁定  
第一款 通則(第四十二条の二一第四十二条の十一)  
第二款 責任裁定(第四十二条の十二一第四十二条の二十六の

第三款 原因裁定(第四十二条の二十七一第四十二条の三十三)  
第四節 補則(第四十三条一第四十七条)  
第五章 罰則(第四十八条一第五十条)  
第六章 附則(第五十一条一第五十五条)

第七章 第一章 総則

第十五条 審査会は、委員九人以上十五人以内をもつて組織する。

審査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 3 会長は、会務を總理し、審査会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(審査会の委員)

第十六条 委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、都道府県知事が、議会の同意を得て、任命する。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

- 一 破産者で復権を得ないもの  
二 禁錮二以上の刑に処せられた者  
三 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

- 5 委員は、第二項各号の一に該当するに至つた場合においては、その職を失うものとする。

6 都道府県知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができるないと認めるととき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免することができます。

(昭四七法五二・平一一法一五一・一部改正)

(審査会の委員の服務)

第十七条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(昭四七法五二・全改)

(審査会の会議)

第十七条の二 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審査会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、

会長の決するところによる。

- 4 会長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、第十五条第四項に規定する委員は、会長とみなす。

(昭四七法五一・追加)

(公害審査委員候補者)

第十八条 審査会を置かない都道府県においては、毎年又は一年を超える年以下の期間で条例で定める期間ごとに、都道府県知事は、公害審査委員候補者九人以上十五人以内を委嘱し、公害審査委員候補者名簿（以下「候補者名簿」という）を作成しておかなければならぬ。

- 2 公害審査委員候補者は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、委嘱されなければならない。

(公害審査委員候補者に係る準用規定)

第十九条 第十六条第二項及び第五項の規定は、公害審査委員候補者について準用する。この場合において、同条第五項中「その職」とあるのは、「その地位」と読み替えるものとする。

(昭四七法五一・一部改正)

(連合審査会の設置)

第二十条 都道府県は、他の都道府県と共同して、事件ごとに、都道府県連合公害審査会（以下「連合審査会」という。）を置くことができる。

(連合審査会の所掌事務)

第二十一条 連合審査会は、この法律の定めるところにより、公害に係る紛争について、あつせん及び調停を行う。

(昭四九法八四・一部改正)

(連合審査会の組織)

第二十二条 連合審査会は、関係都道府県の審査会の委員（審査会を置かない都道府県にあつては、候補者名簿に記載されている者のうちから、当該関係都道府県の審査会の会長（審査会を置かない都道府県にあつては、都道府県知事）が指名する同数の委員をもつて組織する。）（連合審査会の委員に係る準用規定）

第二十三条 第十六条第六項及び第十七条の規定は、候補者名簿に記載されている者のうちからの指名に係る連合審査会の委員について準用す

る。この場合において、第十六条第六項中「議会の同意を得て、これを」とあるのは「これを」と読み替えるものとする。

(昭四七法五一・一部改正)

第三章 公害に係る紛争の処理手続

(昭四七法五一・章名追加)

第一節 総則

(昭四七法五一・追加)

(代理人)

第二十三条の二 当事者は、弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は調停委員会、仲裁委員会若しくは裁定委員会の承認を得た者を代理人とすることができます。

前項の承認は、いつでも、取り消すことができる。

代理人の権限は、書面をもつて証明しなければならない。

代理人は、次の各号に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならない。

一 申請の取下げ

二 調停案の受諾

三 代理人の選任

四 第四十二条の七第一項の規定による代表当事者の選定

(昭四七法五一・追加、平一三法四一・一部改正)

(個別代理)

第二十三条の三 代理人が一人以上あるときは、各人が本人を代理する。

(昭四七法五一・追加)

(参加)

第二十三条の四 公害に係る被害に関する紛争につき調停又は裁定の手続きが係属している場合において、同一の原因による被害を主張する者は、調停委員会又は裁定委員会の許可を得て、当事者として当該手続に参加することができる。

2 調停委員会又は裁定委員会は、前項の許可をするときは、あらかじめ、当事者の意見をきかなければならぬ。

(昭四七法五一・追加)

(調停手続等の実施の委任)

第二十三条の五 調停委員会、仲裁委員会又は裁定委員会は、それぞれ、調停委員、仲裁委員又は裁定委員をして手続の一部を行なわせることができる。

(昭四七法五一・追加)

第二節 あつせん、調停及び仲裁

(昭四七法五一・節名追加、昭四九法八四・改称)

第一款 通則

(管轄) (昭四七法五一・款名追加)

(管轄)

第二十四条 中央委員会は、次の各号に掲げる紛争に関するあつせん、調停及び仲裁について管轄する。

一 現に人の健康又は生活環境(環境基本法第二条第三項に規定する生活環境をいう。)に公害に係る著しい被害が生じ、かつ、当該被害が相当多数の者に及び、又は及ぶおそれのある場合における当該公害に係る紛争であつて政令で定めるもの

二 前号に掲げるもののほか、二以上の都道府県にわたる広域的な見地から解決する必要がある公害に係る紛争であつて政令で定めるもの

三 前二号に掲げるもののほか、事業活動その他の人の活動の行われた場所及び当該活動に伴う公害に係る被害の生じた場所が異なる都道府県の区域内にある場合又はこれらの場所の一方若しくは双方が二以上の都道府県の区域内にある場合における当該公害に係る紛争審査会(審査会を置かない都道府県にあつては、都道府県知事とし、以下「審査会等」という。)は、前項各号に掲げる紛争以外の紛争に関するあつせん、調停及び仲裁について管轄する。

3 前二項の規定にかかわらず、仲裁については、当事者は、双方の合意によつてその管轄を定めることができる。

(昭四九法八四・平五法九二・一部改正)

第二十五条 中央委員会又は審査会等は、次条第一項の申請に係る事件が、その管轄に属しないときは、事件を管轄審査会等又は中央委員会に移送

するものとする。

(申請)

第二十六条 公害に係る被害について、損害賠償に関する紛争その他の民事上の紛争が生じた場合においては、当事者の一方又は双方は、公害等調整委員会規則で定めるところにより中央委員会に対し、政令で定めるところにより審査会等に対し、書面をもつてあつせん、調停又は仲裁の申請をすることができる。この場合において、審査会に対する申請は、

都道府県知事を経由してしなければならない。

2 当事者の一方からする仲裁の申請は、この法律の規定による仲裁に付する旨の合意に基づくものでなければならぬ。

(昭四七法五一・昭四九法八四・一部改正)

(第二十四条第一項第三号に掲げる紛争に関する特例)

第二十七条 第二十四条第一項第三号に掲げる紛争に関するあつせん及び調停の申請は、関係都道府県のいづれか一の知事に対してもしなければならない。

2 審査会等は、前条第一項のあつせん又は調停の申請に係る紛争が第二十四条第一項第二号に掲げる紛争に該当するときは、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

3 第一項の申請があつたとき、又は前項の規定による通知があつたときは、当該都道府県知事は、当該申請又は通知に係る紛争を処理するため連合審査会を置くことについて、関係都道府県知事と協議しなければならない。

4 第一項の申請又は第二項の規定による通知に係る紛争を処理するため連合審査会が置かれたときは、当該連合審査会は、当該紛争に係るあつせん又は調停について管轄するものとする。この場合においては、

中央委員会は、当該紛争については管轄しない。

5 第三項の規定による協議がととのわないとときは、都道府県知事は、遅滞なく、当該事件の関係書類を、中央委員会に送付するものとする。

(昭四九法八四・一部改正)

(あつせん又は調停の開始等の特例)

第二十七条の一 被害の程度が著しく、その範囲が広い公害に係る民事上

の紛争が生じ、当事者間の交渉が円滑に進行していない場合において、当該紛争を放置するときは多数の被害者の生活の困窮等社会的に重大な影響があると認められるときは、中央委員会又は審査会は、当該紛争について、実情を調査し、当事者の意見を聴いた上、その議決に基づき、あつせんを行うことができる。

2 前項の規定による審査会のあつせんは、当該都道府県知事の要請により行うものとする。

3 第一項の場合において、中央委員会又は審査会は、当事者の住所、紛争の実情その他の事情を考慮して相当と認める理由がある場合に限り、第二十四条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、それぞれ、審査会等又は中央委員会と協議してその管轄を定めることができる。

(昭四九法八四・追加)

第二十七条の三 中央委員会又は審査会は、前条第一項の規定によるあつせんに係る紛争について、あつせんによつては当該紛争を解決することが困難であり、かつ、相当と認めるときは、あつせん委員の申出により、

当事者の意見を聴いた上、その議決に基づき、当該紛争に関する調停を行うことができる。

2 前項の調停の管轄は、当該紛争に関するあつせんの管轄が前条第三項の規定により定められたものであるときは、その定められたところによる。

(昭四九法八四・追加)

第一款 あつせん

(昭四七法五二・款名追加、昭四九法八四・改称)

(あつせん委員の指名等)

第二十八条 中央委員会又は審査会等によるあつせんは、三人以内のあつせん委員が行う。

2 前項のあつせん委員は、中央委員会の委員長及び委員又は審査会の委員(審査会を置かない都道府県にあつては、候補者名簿に記載されている者とし、以下「審査会の委員等」という。)のうちから、事件ごとに、

それぞれ、中央委員会の委員長又は審査会の会長(審査会を置かない都道府県にあつては、都道府県知事とし、以下「審査会の会長等」という。)

が指名する。

- 3 連合審査会によるあつせんは、連合審査会の委員の全員があつせん委員となつて行う。

4 第十六条第六項及び第十七条の規定は、候補者名簿に記載されている者のうちからの指名に係るあつせん委員について準用する。この場合において、第十六条第六項中「議会の同意を得て、これを」とあるのは「これを」と読み替えるものとする。

(昭四七法五一・昭四九法八四・一部改正)

(あつせん委員の任務)

第二十九条 あつせん委員は、当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が公正に解決されるように努めなければならない。

(昭四九法八四・一部改正)

(あつせんの打切り)

第三十条 あつせん委員は、あつせんに係る紛争について、あつせんによつては紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あつせんを打ち切ることができる。

2 あつせんに係る紛争について第二十七条の三第一項の議決があつたときは、当該あつせんは、打ち切られたものとみなす。

(昭四九法八四・一部改正)

第三款 調停

(昭四七法五一・款名追加)

(調停委員の指名等)

第三十一条 中央委員会又は審査会等による調停は、三人の調停委員からなる調停委員会を設けて行なう。

2 前項の調停委員は、中央委員会の委員長及び委員又は審査会の委員等のうちから、事件ごとに、それぞれ、中央委員会の委員長又は審査会の会長等が指名する。

3 連合審査会による調停は、連合審査会の委員の全員を調停委員とする調停委員会を設けて行なう。

4 第十六条第六項及び第十七条の規定は、候補者名簿に記載されている者のうちからの指名に係る調停委員について準用する。この場合において、

て、第十六条第六項中「議会の同意を得て、これを」とあるのは「これを」と読み替えるものとする。

(昭四七法五一・一部改正)

(出頭の要求)

第三十二条 調停委員会は、調停のため必要があると認めるときは、当事者の出頭を求め、その意見をきくことができる。

(文書の提出等)

第三十三条 調停委員会は、第二十四条第一項第一号に掲げる紛争に関する調停を行う場合において、必要があると認めるときは、当事者から当該調停に係る事件に關係のある文書又は物件の提出を求めることができる。

2 調停委員会は、第二十四条第一項第一号に掲げる紛争に関する調停を行なう場合において、紛争の原因たる事実関係を明確にするため、必要があると認めるときは、当事者の占有する工場、事業場その他事件に關係のある場所に立ち入つて、事件に關係のある文書又は物件を検査することができる。

3 調停委員会は、前項の規定による立入検査について、専門委員をして補助させることができる。

(昭四七法五一・昭四九法八四・一部改正)

(調停前の措置)

第三十三条の二 調停委員会は、調停前に、当事者に対し、調停の内容たる事項の実現を不能にし、又は著しく困難にする行為の制限その他調停のために必要と認める措置を探ることを勧告することができる。

(昭四九法八四・追加)

(調停案の受諾の勧告)

第三十四条 調停委員会は、当事者間に合意が成立することが困難であると認める場合において、相当であると認めるときは、一切の事情を考慮して調停案を作成し、当事者に対し、三十日以上の期間を定めて、その受諾を勧告することができる。

3 2 前項の調停案は、調停委員の過半数の意見で作成しなければならない。

3 第一項の規定による勧告がされた場合において、当事者が調停委員会

に対し指定された期間内に受諾しない旨の申出をしなかつたときは、当該当事者間に調停案と同一の内容の合意が成立したものとみなす。

(昭四七法五一・全改)

(調停案の公表)

第三十四条の二 調停委員会は、前条第一項の規定による勧告をした場合において、相当と認めるときは、第三十七条の規定にかかわらず、理由を付して、当該調停案を公表することができる。

(昭四九法八四・追加)

(調停をしない場合)

第三十五条 調停委員会は、申請に係る紛争がその性質上調停をするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的でみだりに調停の申請をしたと認めるときは、調停をしないものとすることができます。

(調停の打切り)

第三十六条 調停委員会は、調停に係る紛争について当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 第三十四条第一項の規定による勧告がされた場合において、指定された期間内に当事者から受諾しない旨の申出があつたときは、当該当事者間の調停は、打ち切られたものとみなす。

(昭四七法五一・昭四九法八四・一部改正)

(時効の中斷等)

第三十六条の二 前条第一項の規定により調停が打ち切られ、又は同条第二項の規定により調停が打ち切られたものとみなされた場合において、当該調停の申請をした者がその旨の通知を受けた日から三十日以内に責任裁定を申請し、又は訴えを提起したときは、時効の中斷及び出訴期間の遵守に関しては、調停の申請の時に、責任裁定の申請又は訴えの提起があつたものとみなす。

(昭四七法五一・追加)

(手続の非公開)

第三十七条 調停委員会の行なう調停の手続は、公開しない。

(事件の引継ぎ)

第三十八条 審査会等又は連合審査会は、その調停に係る事件について、相応と認める理由があるときは、当事者の同意を得、かつ、中央委員会と協議した上、これを中央委員会に引き継ぐことができる。

2 中央委員会は、前項の規定により引き継いだ事件については、第二十四条第一項の規定にかかわらず、調停を行うことができる。

3 前二項の規定は、中央委員会の調停に係る事件について準用する。この場合において、第一項中「審査会等又は連合審査会」とあるのは「中央委員会」と、前項中「第二十四条第一項」とあるのは「関係都道府県の審査会等」と、前項中「第二十四条第一項」とあるのは「第二十四条第二項」と読み替えるものとする。

(昭四九法八四・一部改正)

(第四款 仲裁)

(昭四七法五一・款名追加)

第三十九条 中央委員会又は審査会等による仲裁は、三人の仲裁委員からなる仲裁委員会を設けて行なう。

2 前項の仲裁委員は、中央委員会の委員長及び委員又は審査会の委員等のうちから、当事者が合意によって選定した者につき、事件ごとに、それぞれ、中央委員会の委員長又は審査会の会長等が指名する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかつたときは、中央委員会の委員長及び委員又は審査会の委員等のうちから、事件ごとに、それぞれ、中央委員会の委員長又は審査会の会長等が指名する。

3 第一項の仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第二章の規定により、弁護士となる資格を有する者でなければならない。

4 第十六条第六項及び第十七条の規定は、候補者名簿に記載されている者のうちからの指名に係る仲裁委員について準用する。この場合において、第十六条第六項中「議会の同意を得て、これを」とあるのは「これを」と読み替えるものとする。

(昭四七法五一・一部改正)

(文書の提出等)

第四十条 仲裁委員会は、仲裁を行なう場合において、必要があると認めるときは、当事者から当該仲裁に係る事件に関係のある文書又は物件の提出を求めることができる。

2 仲裁委員会は、仲裁を行なう場合において、紛争の原因たる事実関係を明確にするため、必要があると認めるときは、当事者の占有する工場、事業場その他事件に関係のある場所に立ち入つて、事件に関係のある文書又は物件を検査することができる。

3 中央委員会に設けられる仲裁委員会は、前項の規定による立入検査について、専門委員をして補助させることができる。

(昭四七法五一・一部改正)

(仲裁法の準用)

第四十一条 仲裁委員会の行う仲裁については、この法律に別段の定めがある場合を除き、仲裁委員を仲裁人とみなして、仲裁法(平成十五年法律第百三十八号)の規定を準用する。

(平八法一一〇・平一五法一二三八・一部改正)

(準用規定)

第四十二条 第三十三条の二及び第三十七条の規定は、仲裁委員会の行う仲裁について準用する。

(昭四九法八四・一部改正)

(第三節 裁定

(昭四七法五一・追加)

(第一款 通則

(昭四七法五一・追加)

(裁定委員の指名等)

第四十二条の二 中央委員会による裁定は、三人又は五人の裁定委員からなる裁定委員会を設けて行なう。

2 前項の裁定委員は、中央委員会の委員長及び委員のうちから、事件ごとに、中央委員会の委員長が指名する。

3 第三十九条第三項の規定は、第一項の裁定委員会について準用する。(昭四七法五一・追加)

(裁定委員の除斥)

第四十二条の三 裁定委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職務の執行から除斥される。

一 裁定委員又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が事件の当事者第四十二条の七第二項に規定する選定者及び第四十二条の九第三項に規定する被代表者を含む。以下この項、第四十二条の十八第二項、第四十二条の十九、第四十二条の二十、第五十三条及び第五十五条において同じ。)又は法人である当事者の代表者であり、又はあつたとき。

二 裁定委員が事件の当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族又は同居の親族であり、又はあつたとき。

三 裁定委員が事件の当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

四 裁定委員が事件について参考人又は鑑定人となつたとき。

五 裁定委員が事件について当事者の代理人であり、又はあつたとき。

2 前項に規定する除斥の原因があるときは、当事者は、除斥の申立てをすることができる。

(昭四七法五一・追加、平一法五一・一部改正)

(裁定委員の忌避)

第四十二条の四 裁定委員について裁定の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、これを忌避することができる。

2 当事者は、事件について裁定委員会に対し書面又は口頭をもつて陳述した後は、裁定委員を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかつたとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない。

(昭四七法五一・追加)

(除斥又は忌避の申立てについての決定)

第四十二条の五 除斥又は忌避の申立てについては、中央委員会が決定する。

2 除斥又は忌避の申立てに係る裁定委員は、前項の規定による決定に与することができない。ただし、意見を述べることができる。

3 第一項の規定による決定は、文書をもつて行ない、かつ、理由を附さ

なければならない。

(昭四七法五二・追加)

第四十二条の六 裁定委員会は、除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その申立てについての決定があるまで裁定手続を中止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。

(昭四七法五二・追加)

(代表当事者の選定)

第四十二条の七 公害に係る被害に關する紛争について共同の利益を有する多数の者は、その中から、全員のために裁定手続における当事者となる一人又は数人(以下「代表当事者」という。)を選定することができる。

2 前項の代表当事者を選定した者(以下「選定者」という。)は、その選定を取り消し、又は変更することができる。

3 第一項の規定による代表当事者の選定並びに前項の規定によるその取消し及び変更是、書面をもつて証明しなければならない。

4 裁定手續が係属した後に代表当事者を選定したときは、他の選定者は、裁判手續から当然脱退する。

(昭四七法五二・追加)

(代表当事者の選定命令)

第四十二条の八 共同の利益を有する当事者が著しく多数であり、かつ、代表当事者を選定することが適當であると認められるときは、裁定委員会は、当該共同の利益を有する当事者に対し、相当の期間を定めて、代表当事者の選定を命ずることができる。

2 裁定委員会は、前項の規定による命令を取り消し、又は変更することができる。

(昭四七法五二・追加)

(裁定委員会による代表当事者の選定)

第四十二条の九 裁定委員会は、前条第一項の規定による命令を受けた者のうち代表当事者を選定しない者がある場合において、これらの者について代表当事者を選定しなければ裁定手續の進行に支障があると認め

るときは、適當と認める者を、その同意を得て、代表当事者に選定することができる。この場合においては、代表当事者としての資格を特定の争点に関する審理に限定することができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による代表当事者の選定について準用する。

3 第一項の規定により代表当事者が選定された場合においては、当該代表当事者は、その者のために代表当事者が選定されている者(以下「被代表者」という。)が第四十二条の七第一項の規定により選定したものとみなす。

4 第一項の規定により代表当事者が選定された場合における当該代表当事者と被代表者との間の関係については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百四十四条から第六百四十七条まで、第六百四十九条、第六百五十条及び第六百五十四条の規定を準用する。

(昭四七法五二・追加)

(裁定委員会の合議)

第四十二条の十 裁定その他の裁定委員会の判断は、合議によらなければならぬ。

2 前項の合議は、裁定委員の過半数の意見により決する。

(昭四七法五二・追加)

(合議の非公開)

第四十二条の十一 裁定委員会の合議は、公開しない。

(昭四七法五二・追加)

第二款 責任裁定

(昭四七法五二・追加)

(申請)

第四十二条の十二 公害に係る被害について、損害賠償に關する紛争が生じた場合においては、その賠償を請求する者は、公害等調整委員会規則

で定めるところにより、書面をもつて、中央委員会に対し、損害賠償の責任に関する裁定(以下「責任裁定」という。)を申請することができる。

2 中央委員会は、被害の程度が軽微であり、かつ、その範囲が限られている等の被害の態様及び規模、紛争の実情その他一切の事情を考慮して

責任裁判をすることが相当でないと認めるときは、申請を受理しないことができる。

3 審査会等による調停に係る紛争に関し責任裁判の申請があつた場合においては、中央委員会は、申請の受理に関し、当該審査会等の意見を聴かなければならぬ。

(昭四七法五一・追加、昭四九法八四・一部改正)

(不適法な申請の却下)

第四十二条の十三 裁定委員会は、不適法な責任裁判の申請で、その欠陥を補正することができないものについては、決定をもつてこれを却下しなければならない。この場合においては、審問を経ないことができる。

2 第四十二条の十九の規定は、前項の決定について準用する。

(昭四七法五一・追加)

(審問)

第四十二条の十四 裁定委員会は、審問の期日を開き、当事者に意見の陳述をさせなければならない。

2 当事者は、審問に立ち会うことができる。

(昭四七法五一・追加)

(審問の公開)

第四十二条の十五 審問は、公開して行なう。ただし、裁定委員会が個人の秘密若しくは事業者の事業上の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は手続の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(昭四七法五一・追加)

(証拠調べ)

第四十二条の十六 裁定委員会は、申立てにより、又は職権で、次の各号に掲げる証拠調べをすることができる。

一 当事者又は参考人に出頭を命じて陳述させること。

二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

三 事件に関する文書又は物件の所持人に対し、当該文書若しくは物件の提出を命じ、又は提出された文書若しくは物件を留め置くこと。

四 事件に関するある場所に立ち入つて、文書又は物件を検査すること。

2 当事者は、審問の期日以外の期日における証拠調べに立ち会うことができる。

3 裁定委員会は、職権で証拠調べをしたときは、その結果について、当事者の意見をきかなければならない。

4 裁定委員会が第一項第一号又は第二号の規定により参考人に陳述させ、又は鑑定人に鑑定させるときは、これらの者に宣誓をさせなければならない。

5 裁定委員会が第一項第一号の規定により当事者に陳述させるときは、その当事者に宣誓をさせることができる。

6 裁定委員会は、第一項第四号の規定による立入検査について、専門委員をして補助させることができる。

(昭四七法五一・追加)

(証拠保全)

第四十二条の十七 中央委員会は、責任裁判の申請前において、あらかじめ証拠調べをしなければその証拠を使用するのに困難な事情があると認めるときは、責任裁判の申請をしようとする者の申立てにより、証拠保全をすることができる。

2 前項の申立てがあつたときは、中央委員会の委員長は、中央委員会の委員長及び委員のうちから、証拠保全に関与すべき者を指名する。

(昭四七法五一・追加)

(事実の調査)

第四十二条の十八 裁定委員会は、必要があると認めるときは、自ら事実の調査をし、又は中央委員会の事務局の職員をして、これを行なわせることができる。

2 裁定委員会が前項の事実の調査をする場合において必要があると認めるときは、裁定委員会又はその命を受けた中央委員会の事務局の職員は、当事者の占有する工場、事業場その他事件に関係のある場所に立ち入つて、事件に関する文書又は物件を検査することができる。

3 裁定委員会は、事実の調査の結果を責任裁判の資料とするときは、その事実の調査の結果について、当事者の意見をきかなければならない。

4 裁定委員会は、第二項の規定による立入検査について、専門委員をし

て補助させることができる。

(昭四七法五一・追加)

第四十二条の十九 責任裁定は、文書をもつて行ない、裁定書には次の各号に掲げる事項を記載し、裁定委員がこれに署名押印しなければならない。

(責任裁定)

- 一 主文
- 二 理由
- 三 当事者及び代理人の氏名又は名称並びに法人にあつては、代表者の氏名
- 四 裁定の年月日

2 裁定委員会は、責任裁定をしたときは、裁定書の正本を当事者に送達しなければならない。

(昭四七法五二・追加)

(責任裁定の効力)

第四十二条の二十 責任裁定があつた場合において、裁定書の正本が当事者に送達された日から三十日以内に当該責任裁定に係る損害賠償に関する訴えが提起されないとき、又はその訴えが取り下げられたときは、その損害賠償に関し、当事者間に当該責任裁定と同一の内容の合意が成立したものとみなす。

2 前項の訴えの取下げは、被告の同意を得なければ、その効力を生じない。

(昭四七法五二・追加)

(行政事件訴訟の制限)

第四十二条の二十一 責任裁定及びその手続に関してされた処分については、行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)による訴え提起することができない。

(昭四七法五二・追加)

(仮差押え及び仮処分における担保の特則)

第四十二条の二十一 申請の全部又は一部を認容する責任裁定がされた場合において、裁判所が当該責任裁定に係る債権の全部若しくは一部に

つき仮差押えを命じ、又は仮処分をもつてその全部若しくは一部を支払うべきことを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。ただし、必要があると認めるときは、担保を立てさせることができる。

(昭四七法五一・追加、平元法九一・一部改正)

第四十二条の二十三 削除

(平元法九一)

(職権調停)

第四十二条の二十四 裁定委員会は、相当と認めるときは、職権で事件を調停に付したうえ、当事者の同意を得て管轄審査会等に処理させ、又は第二十四条第一項及び第二項並びに第三十一条第一項の規定にかかわらず、自ら処理することができる。

2 前項の規定により事件を調停に付した場合において、当事者間に合意が成立したときは、責任裁定の申請は、取り下げられたものとみなす。

(昭四七法五二・追加)

(時効の中断等)

第四十二条の二十五 責任裁定の申請は、時効の中断及び出訴期間の遵守に関しては、裁判上の請求とみなす。

2 責任裁定の申請が第四十二条の十二第二項の規定により受理された場合には、当該責任裁定の申請をした者がその旨の通知を受けた日から三十日以内に申請の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断及び出訴期間の遵守に関しては、責任裁定の申請の時に訴えの提起があつたものとみなす。

(昭四七法五二・追加)

(訴訟との関係)

第四十二条の二十六 責任裁定の申請があつた事件について訴訟が係属するときは、受訴裁判所は、責任裁定があるまで訴訟手続を中止することができる。

2 前項の場合において、訴訟手続が中止されないとときは、裁定委員会は、責任裁定の手続を中止することができる。

(昭四七法五二・追加)

(準用規定)

第四十二条の二十六の二 第三十三条の二の規定は、裁定委員会の行う責任裁定について準用する。

(昭四九法八四・追加)

第三款 原因裁定

(昭四七法五二・追加)

(申請)

第四十二条の二十七 公害に係る被害について、損害賠償に関する紛争その他の民事上の紛争が生じた場合において、当事者の一方の行為に因り被害が生じたことについて争いがあるときは、当事者は、公害等調整委員会規則で定めるところにより、書面をもつて、中央委員会に対し、被害の原因に関する裁定(以下「原因裁定」という。)を申請することができる。

2 第四十二条の十二第二項及び第三項の規定は、原因裁定の申請があつた場合について準用する。

(昭四七法五二・追加)

(相手方の特定の留保)

第四十二条の二十八 前条第一項に規定する場合において、相手方を特定しないことについてやむを得ない理由があるときは、その被害を主張する者は、相手方の特定を留保して原因裁定を申請することができる。

2 裁定委員会は、相手方を特定させることが相当であると認めるときは、

前項の規定により原因裁定を申請した者に対し、期間を定めて、相手方の特定を命じなければならない。

3 前項の規定による命令を受けた者が当該命令において定められた期間内に相手方を特定しないときは、原因裁定の申請は、取り下げられたものとみなす。

(昭四七法五二・追加)

(職権による原因裁定)

第四十二条の二十九 裁定委員会は、責任裁定の手続において、相當であると認めるときは、職権で、原因裁定をすることができる。

2 前項の原因裁定については、次条の規定は、適用しない。

(昭四七法五二・追加)

(裁定事項等)

第四十二条の三十 裁定委員会は、被害の原因を明らかにするため特に必要があると認めるときは、原因裁定において、原因裁定の申請をした者が裁定を求めた事項以外の事項についても、裁定することができる。

2 前項の場合において、裁定の結果について利害関係を有する第三者があるときは、裁定委員会は、その第三者若しくは当事者の申立てにより、又は職権で、決定をもつて、相手方としてその第三者を原因裁定の手続に参加させることができる。

3 裁定委員会は、前項の決定をするときは、あらかじめ、その第三者及び当事者の意見をきかなければならない。

(昭四七法五二・追加)

(通知及び意見の申出)

第四十二条の三十一 中央委員会は、原因裁定があつたときは、遅滞なく、その内容を関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に通知するものとする。

2 中央委員会は、原因裁定があつたときは、公害の拡大の防止等に資するため、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な措置についての意見を述べることができる。

(昭四七法五二・追加)

(受訴裁判所からの原因裁定の嘱託)

第四十二条の三十二 公害に係る被害に関する民事訴訟において、受訴裁判所は、必要があると認めるときは、中央委員会に対し、その意見をきいたうえ、原因裁定をすることを嘱託することができる。

2 前項の規定による嘱託に基づいて原因裁定がされた場合において、受訴裁判所は、必要があると認めるときは、中央委員会が指定した者に原因裁定の説明をさせることができる。

3 第一項の規定による嘱託に基づいて行なう原因裁定の手続に要する費用で、第四十四条第一項の規定により当事者が負担すべきもののうち民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の規定の例によれば当事者が負担することとなる費用に相当するものは、訴訟費用とみなす。

4 第四十二条の二十九第二項の規定は、第一項の規定による嘱託に基づいて行なう原因裁定について準用する。

(昭四七法五一・追加)

(準用規定)

第四十二条の三十三、第四十二条の十三から第四十二条の十九まで、第四十二条の二十一、第四十二条の二十四及び第四十二条の二十六の規定は、原因裁定について準用する。

(昭四七法五一・追加)

(昭四七法五一・追加)

(昭四七法五一・旧第五節繰上)

(審査会等の資料提出の要求等)

第四十三条 審査会等は公害に係る紛争に関するあつせん、調停又は仲裁を行うため、連合審査会は公害に係る紛争に関するあつせん又は調停を行うため、それぞれ、必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、公害発生の原因の調査に関する資料その他の資料の提出、意見の開陳、技術的知識の提供その他必要な協力を求めることができる。

(昭四七法五一・昭四九法八四・一部改正)

(義務履行の勧告)

第四十三条の二 中央委員会又は審査会等は、権利者の申出がある場合において、相当と認めるときは、義務者に対し、中央委員会又は当該審査会等若しくは関係連合審査会の行つた調停、仲裁又は責任裁定で定められた義務の履行に関する勧告をすることができる。この場合において、当該勧告が連合審査会の行つた調停に係るものであるときは、審査会等は、あらかじめ、他の関係審査会等と協議しなければならない。

2 前項の場合において、中央委員会又は審査会等は、当該義務の履行状況について、当事者に報告を求め、又は調査をすることができる。

(昭四九法八四・追加)

(紛争処理の手続に要する費用)

第四十四条 中央委員会において行なうあつせん、調停、仲裁、責任裁定、原因裁定又は証拠保全の手続に要する費用は、政令で定めるものを除き、

各当事者又は証拠保全の申立てをした者が負担する。

2 審査会等において行なうあつせん、調停又は仲裁の手続に要する費用は、条例で定めるものを除き、各当事者が負担する。

3 連合審査会において行なうあつせん又は調停の手続に要する費用は、関係都道府県が協議によつて定める規約で定めるものを除き、各当事者が負担する。

(昭四七法五一・昭四九法八四・一部改正)

(手数料)

第四十五条 中央委員会に対し調停、仲裁、責任裁定若しくは原因裁定の申請をする者又は証拠保全若しくは第二十一条の四第一項の規定による参加の申立てをする者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、国の収入とする。

(昭四七法五一・平一一法八七・一部改正)

(送達)

第四十五条の二 書類の送達については、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第九十九条、第二百二条、第二百五条、第二百六条、第二百七条第一項及び第三項並びに第二百九条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあり、同法第二百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「公害等調整委員会の事務局の職員」と、同法第二百九条中「裁判所」とあるのは「公害等調整委員会」と読み替えるものとする。

(昭四七法五一・追加、昭五七法八三・平八法一一〇・一部改正)

(都道府県知事に対する報告)

第四十六条 候補者名簿からの指名に係るあつせん委員、候補者名簿からの指名に係る調停委員からなる調停委員会又は候補者名簿からの指名に係る仲裁委員からなる仲裁委員会は、その行なうあつせん、調停又は仲裁の事件が終了したときは、都道府県知事に対し、すみやかに、その概要を報告しなければならない。

(昭四九法八四・一部改正)

(不服申立ての制限)

第四十六条の一 この章の規定によつてされた処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。

(昭四七法五一・追加)

(公害等調整委員会規則等への委任)

第四十七条 この章に規定するもののほか、中央委員会における紛争の処理の手続その他紛争の処理に関し必要な事項は公害等調整委員会規則で、審査会等における紛争の処理の手続その他紛争の処理に関し必要な事項は政令で定める。

(昭四七法五一・全改)

第四章 雜則

(意見の申出)

第四十八条 中央委員会は総務大臣又は関係行政機関の長に対し、審査会は当該都道府県知事に対し、その所掌事務の遂行を通じて得られた公害の防止に関する施策の改善についての意見を述べることができる。

(平一一法一六〇・一部改正)

(苦情の処理)

第四十九条 地方公共団体は、関係行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理に努めるものとする。

2 都道府県及び市町村(特別区を含む。)は、公害に関する苦情について、次に掲げる事務を行わせるため、公害苦情相談員を置くことができる。

一 住民の相談に応ずること。  
二 苦情の処理のために必要な調査、指導及び助言をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、関係行政機関への通知その他苦情の処理のために必要な事務を行うこと。

(昭四九法八四・昭六〇法九〇・一部改正)

第四十九条の一 中央委員会は地方公共団体の長に対し、都道府県知事は市町村長特別区の区長を含む。)に対し、公害に関する苦情の処理状況について報告を求めることができる。

(昭四九法八四・追加、昭六〇法九〇・一部改正)

(防衛施設)

第五十条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第百一号)第二条第一項に規定する防衛施設に係る環境基本法第三十一条第一項に規定する事項に関しては、別に法律で定めるところによる。

(昭四九法一〇一・平五法九二・一部改正)

第五章 罰則

第五十一条 第十七条第一項(第二十三条、第二十八条第四項、第三十一條第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

(昭四七法五一・一部改正)

第五十二条 第四十二条の十六第四項(第四十二条の三十三において準用する場合を含む。)の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

(昭四七法五一・追加)

第五十三条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて第四十二条の十六第一項第一号又は第二号(第四十二条の三十三においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による命令に違反して出頭せず、又は陳述若しくは鑑定を拒んだ者

二 正当な理由がなくて第四十二条の十六第一項第三号(第四十二条の三十三において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反して

規定による命令に違反して出頭せず、又は陳述若しくは鑑定を拒んだ者

三 正当な理由がなくて第四十二条の十六第一項第四号(第四十二条の三十三において準用する場合を含む。)の規定による立入検査を拒み、

妨げ、又は忌避した当事者又は立入検査を受ける者

四 正当な理由がなくて第四十二条の十六第四項又は第五項(第四十二条の三十三においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による命令に違反して宣誓を拒んだ者

(昭四七法五一・追加)

第五十四条 第四十二条の十六第五項(第四十二条の三十三において準用

する場合を含む。)の規定により宣誓した当事者が虚偽の陳述をしたときは、三万円以下の過料に処する。

(昭四七法五一・追加)

第五十五条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした当事者を一万円以下の過料に処する。  
一 正当な理由がなくて第三十二条の規定による出頭の要求に応じなかつたとき。

二 正当な理由がなくて第三十三条第一項又は第四十条第一項の規定による文書又は物件の提出の要求に応じなかつたとき。

三 正当な理由がなくて第三十三条第二項、第四十条第二項又は第四十二条の十八第二項(第四十二条の三十三において準用する場合を含む。)の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(昭四七法五二・旧第五十二条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六条第一項中両議院の同意を得ることに係る部分は、公布の日から施行する。

(昭和四五五年政令第二五二号で昭和四五五年一月一日から施行)

附 則 (昭和四六年五月三一日法律第八八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十六年七月一日から施行する。

附 則 (昭和四七年六月三日法律第五二号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和四七年政令第一三五号で昭和四七年七月一日から施行)

2 第四条第一号の規定中裁定に係る部分及び附則第十一条による改正後の公害紛争処理法の規定中裁定に係る部分は、この法律の施行の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から適用する。

(昭和四七年政令第三四四号で昭和四七年九月三〇日から適用)  
(中央委員会等がした処分に対する不服申立てに関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の公害紛争処理法の規定による中央委員会、審査会等又は連合審査会(次条及び附則第十四条において「中央委員会等」と総称する。)がした処分に対する行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てについては、この法律による改正後の公害紛争処理法第四十六条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(代理人に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行の際に中央委員会等に係属している調停又は仲裁の手続において代理人に選任されている者で、弁護士でないものについてのこの法律による改正後の公害紛争処理法第二十三条の二第二項の規定の適用に関しては、その者を同項の規定による調停委員会又は仲裁委員会の承認を得た者とみなす。

(時効の中斷等に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行の際に中央委員会等に係属している調停又は仲裁の手続において代理人に選任されている請求についてのこの法律による改正後の公害紛争処理法第三十六条の二の規定の適用に関しては、この法律の施行の時に、調停の申請がなされたものとみなす。

(土地調整委員会又は中央公害審査委員会がした処分等に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にこの法律による改正前の法律の規定により土地調整委員会又は中央公害審査委員会がした処分その他の行為は、政令で別段の定めをするものを除き、この法律又はこの法律による改正後の法律の相当規定により、公害等調整委員会がした処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際にこの法律による改正前の法律の規定により土地調整委員会又は中央公害審査委員会に対してされている申請その他の手続は、政令で別段の定めをするものを除き、この法律又はこの法律による改正後の法律の相当規定により、公害等調整委員会に対してされた手続とみなす。

(政令への委任)

第十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。中央公害審査委員会の委員長、委員又は専門調査員の職にあつた者がこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用についても、同様とする。

附 則 (昭和四九年六月一一日法律第八四号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和四九年政令第二二八号で昭和四九年一月一日から施行)

(経過措置)

2 この法律の施行前にこの法律による改正前の公害紛争処理法(これに基づく命令を含むものとし、以下「旧法」という。)の規定により審査会、都道府県知事又は連合審査会(以下「審査会等」という。)に対してもされた和解の仲介の申請その他の行為は、この法律による改正後の公害紛争処理法(これに基づく命令を含むものとし、以下「新法」という。)の相当規定により審査会等に対してされたあつせんの申請その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法の規定により指名された仲介委員又は和解の仲介のために置かれた連合審査会は、新法の相当規定によりあつせんの委員として指名され、又はあつせんのための連合審査会として置かれたものとみなす。

4 この法律の施行前に旧法の規定により審査会等又は仲介委員がした和解の仲介その他の行為は、新法の相当規定により審査会等又はあつせん委員がしたあつせんその他の行為とみなす。

附 則 (昭和四九年六月二七日法律第一〇一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五七年八月二四日法律第八三号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年七月二二日法律第九〇号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年一二月二三日法律第九一号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年二月二三日法律第九二号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年一月十九日法律第九二号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

○民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成八年法律一一〇号)抄

(公害紛争処理法の一部改正に伴う経過措置)

第三十八条 前条の規定の施行前に書類の送達のために郵便を差し出した場合には、当該送達については、なお従前の例による。

附 則 (平成八年六月二六日法律第一一〇号) 抄

この法律は、新民訴法の施行の日から施行する。

(施行の日) 平成一〇年一月一日

附 則 (平成二一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部

分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定

（国等の事務）  
（公布の日）

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののはか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第一百六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第一百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれら的行为に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほ

か、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第一百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第一百六十三条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののが、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第一百六十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

（要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。  
(検討)

第一百六十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにすると

ともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二一年一二月八日法律第一五一号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から二十一まで 略

二十二 第九十七条中公害紛争処理法第十六条第二項の改正規定

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

—————

○中央省庁等改革関係法施行法(平成一二法律一六〇)抄

（処分、申請等に関する経過措置）

千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいてその機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相

当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の目前にその手續がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手續をしなければならないとされた事項についてその手續がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（従前の例による処分等に関する経過措置）

千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

（罰則に関する経過措置）

千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

千三百四十四条 第七十七条から第七十六条まで及び千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則（平成二一年一二月二三日法律第一六〇号）抄

（施行期日） 第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、

第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一三年六月八日法律第四一号) 抄

一一一一一一

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年八月一日法律第一三八号) 抄

一一一一一一

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において

政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一五年政令第五四四号で平成一六年三月一日から施行) 抄

一一一一一一

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の

施行の日から施行する。

(施行の日) 平成二八年四月一日

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合には、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの)を

含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができることとされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

一一一一一一

○民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二九法律四五)抄

(公害紛争処理法の一部改正に伴う経過措置)

第一百七条 施行日前に前条の規定による改正前の公害紛争処理法(以下この条において「旧公害紛争処理法」という。)第二十六条第一項に規定する調停の申請がされた場合におけるその申請に係る時効の特例については、前条の規定による改正後の公害紛争処理法(第三項において「新公害紛争処理法」という。)第三十六条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に旧公害紛争処理法第四十二条の二十五第一項に規定する時効の中止の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

3 施行日前に責任裁定(旧公害紛争処理法第四十二条の十二第一項に規定する責任裁定をいう。)の申請がされた場合におけるその申請に係る時効の特例については、新公害紛争処理法第四十二条の二十五第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三百六十一条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三百六十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二九年六月二日法律第四五号)

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第一百三条の二、第一百三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

(施行の日) 平成三二年四月一日

一一一一一一一

附 則 (令和二年六月一〇日法律第四一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条、第七条及び第十条の規定並びに附則第四条、第六条、第八条、第十一條、第十三条、第十五条及び第十六条の規定 公布の日

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年五月二十五日法律第四八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内におい

て政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法(昭和三十八年法律第一百二十五号)第五十二条第二項の改正規定及び附則第一百二十五条の規

規 定 公 布 の 日

(政令への委任)

第一百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

一一一一一一一

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四法律六八)抄

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公 布 の 日

一一一一一一一

## ○公害紛争処理法施行令

(昭和四十五年八月三十一日)  
(政令第二百五十三号)

車の走行に伴う騒音に係る紛争

(昭四七政二三七・旧第四条繰上、平三政一五四・一部改正)

公害紛争処理法施行令をここに公布する。

### 公害紛争処理法施行令

内閣は公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)第十二条、第二十条第一項第一号及び第二号、第二十六条第一項、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十七条並びに第四十九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

### （公害等調整委員会の管轄）

第一条 公害紛争処理法(以下「法」という。)第二十四条第一項第一号の政令で定める公害に係る紛争は、次の各号の一に該当するものを含む紛争とする。

一 人の健康に係る被害に関する紛争であつて、大気の汚染又は水質の汚濁による慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎若しくは肺気しゆ若しくはこれらの続発症又は水俣病若しくはイタタイイタイ病に起因して、人が死亡し、又は日常生活に介護を要する程度の身体上の障害が人に生じた場合における公害に係るもの

二 大気の汚染又は水質の汚濁による動植物(環境基本法(平成五年法律第九十一号)第二条第三項に規定する動植物をいう。)又はその生育環境に係る被害に関する紛争であつて、法第二十六条第一項の申請に係る当該被害の総額が五億円以上であるもの

(昭四七政二三七・旧第三条繰上・一部改正、昭四九政三一九・平五政三七〇・一部改正)

第二条 法第二十四条第一項第二号の政令で定める公害に係る紛争は、次の各号の一に該当するものを含む紛争とする。

一 航空機の航行に伴う騒音に係る紛争

二 新幹線鉄道(全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)第二条に規定する新幹線鉄道をいう。)及び新幹線鉄道規格新線等(同法附則第六項に規定する暫定整備計画に係る同項第一号の新幹線鉄道規格新線及び同項第二号の新幹線鉄道直通線をいう。)における列

第三条 都道府県公害審査会(以下「審査会」という。)(審査会を置かない都道府県については、都道府県知事とし、以下「審査会等」という。)

に対する法第二十六条第一項の申請又は審査会による法第二十七条の二第一項の規定によるあつせん若しくは法第二十七条の三第一項の規定による調停(これらに係る法第二十三条の四第一項の規定による参加の申立てを含む。次項において「申請等」という。)に係る当事者が多数である場合においては、当該当事者は、そのうちから一人若しくは數人の代表者を選定し、又はこれを変更することができる。

2 代表者は、各自、他の当事者のために、申請若しくは参加の申立ての取下げ又は和解の締結若しくは調停案の受諾を除き、当該申請等に係る一切の行為をすることができる。

3 代表者が選定されたときは、当事者は、代表者を通じてのみ、前項の行為をすることができる。  
4 第一項の規定による代表者の選定及びその変更は、書面をもつて証明しなければならない。

(昭四七政二三七・旧第五条繰上・一部改正、昭四九政三一九・一部改正)

### （申請書等）

第四条 審査会等に対しても提出する法第二十六条第一項の書面(以下「申請書」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請人の氏名又は名称及び住所
- 二 当事者の一方が申請人である場合には、相手方の氏名又は名称及び住所
- 三 代理人又は前条第一項の代表者を選任又は選定したときは、その者の氏名又は名称及び住所
- 四 当該公害に係る事業活動その他の人の活動の行われた場所及び被害の生じた場所
- 五 あつせん、調停又は仲裁を求める事項及びその理由

## 六 紛争の経過

申請の年月日

八 仲裁の申請の場合において、当事者が合意によつて選定した仲裁委員

があるときは、その者の氏名  
前各号に掲げるもののほか、あつせん、調停又は仲裁を行うについて参考となる事項

2 仲裁の申請の場合において、当事者の一方から仲裁の申請をするときは法の規定による仲裁に付する旨の合意を証する書面を、法第二十四条第三項の規定により合意によつて管轄を定めたときはその合意を証する書面を申請書に添付しなければならない。

(昭四七政二三七・旧第六条繰上・一部改正、昭四九政三一九・

一部改正)

第五条 審査会等に対する法第二十三条の四第一項の規定による参加の申立ては、書面をもつてしなければならない。

2 前条第一項(第八号を除く。)の規定は、前項の書面(以下「参加申立書」という。)について準用する。この場合において、同条第一項第五号中「あつせん、調停又は仲裁を求める事項」とあるのは、「参加を申し立てる調停事件の表示並びに参加により調停を求める事項」と読み替えるものとする。

(昭四七政二三七・追加、昭四九政三一九・令三政二九・一部改正)

(申請の変更)

第六条 審査会等によるあつせん又は調停の手続における申請人又は参加人は、書面をもつて、あつせん若しくは調停を求める事項又はその理由を変更することができる。ただし、これにより当該あつせん又は調停の手続を著しく遅滞させる場合は、この限りでない。

(昭四七政二三七・旧第八条繰上・一部改正、昭四九政三一九・

一部改正)

(相手方に対する通知)

第七条 審査会等は、当事者の一方からあつせん、調停又は仲裁の申請がなされたときは申請書の写しを添えてその相手方に対し、前条の規定により申請人又は参加人から変更の申請がなされたときは同条の書面の

写しを添えてその相手方に對し、それぞれ、遅滞なく、書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

(昭四七政二三七・旧第九条繰上・一部改正、昭四九政三一九・

一部改正)

(手続の受継)

第七条の二 審査会等による調停の手続における当事者が死亡、手続をする能力の喪失その他他の事由によつて手続を続行することができない場合には、法令により手続を続行する資格のある者は、手続の受継を申し立てることができる。

2 都道府県に係る調停委員会は、前項の場合において必要があると認めるとときは、同項の資格のある者に手続を受継させることができる。

(昭四七政三五一・追加)

(手続の分離又は併合)

第八条 都道府県に係るあつせん委員又は調停委員会は、適當と認めるときは、あつせん又は調停の手続を分離し、又は併合することができる。  
2 都道府県に係るあつせん委員又は調停委員会は、前項の規定によりあつせん又は調停の手続を分離し、又は併合したときは、当事者に対し、遅滞なく、書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

(昭四七政二三七・旧第十条繰上・一部改正、昭四七政三五一・

昭四九政三一九・一部改正)

(当事者に対する通知)

第九条 審査会等は、法第二十三条の四第一項の規定による参加の申立てがなされたときは参加申立書の写しを添えて当事者に對し、参加の許否の決定があつたときは当事者に對し、それぞれ、遅滞なく、書面をもつて、その旨を通知しなければならない。  
2 審査会は、法第二十七条の二第一項又は法第二十七条の三第一項の規定による議決をしたときは、当事者に對し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

一 事件の表示

二 当事者の氏名又は名称及び住所  
三 あつせん又は調停の目的となる事項

四 議決の年月日

五 あつせん委員又は調停委員の氏名

六 前各号に掲げるもののほか、あつせん又は調停の開始のために必要と認める事項

3 法第三十条第一項の規定によりあつせんを打ち切ったときは、審査会等は、当事者に対し、遅滞なく、書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

4 法第三十五条の規定により調停をしないものとしたとき、法第三十六条第一項の規定により調停を打ち切ったとき、又は同条第二項の規定により調停が打ち切られたものとみなされたときは、審査会等は、当事者に対し、遅滞なく、書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

(昭四七政二三七・旧第十二条繰上・一部改正、昭四七政三五一・昭四九政三一九・一部改正)

(関係人の陳述等)

第十条 都道府県に係る調停委員会又は仲裁委員会は、調停又は仲裁を行なうため必要があると認めるとときは、事件の関係人若しくは参考人に陳述若しくは意見を求め、又は鑑定人に鑑定を依頼することができる。

(昭四七政二三七・旧第十二条繰上・一部改正)

(秩序維持のための措置)

第十二条 都道府県に係るあつせん委員、調停委員会又は仲裁委員会は、あつせん、調停又は仲裁をする場合において、その職務の執行を妨げ、又は不当な行状をする者に対し、退場を命じ、その他職務の円滑な執行のため必要な措置を執ることができる。

(昭四七政二三七・旧第十三条繰上・一部改正、昭四九政三一九・一部改正)

(調停案の受諾の勧告の方式等)

第十三条 法第三十九条第二項ただし書の規定により審査会の会長(審査会を置かない都道府県にあっては、都道府県知事とし、以下「審査会の会長等」という。)が仲裁委員を指名する場合には、当事者の意思等を勘案してするものとし、仲裁委員を指名したときは、当事者に対し、遅滞なく、書面をもつて、その者の氏名を通知しなければならない。

(昭四七政二三七・旧第十四条繰上・一部改正)

(仲裁委員の指名等)

第十四条 法第三十九条第二項ただし書の規定により審査会の会長(審査会を置かない都道府県にあっては、都道府県知事とし、以下「審査会の会長等」という。)が仲裁委員を指名する場合には、当事者の意思等を勘案してするものとし、仲裁委員を指名したときは、当事者に対し、遅滞なく、書面をもつて、その者の氏名を通知しなければならない。

(昭四七政二三七・旧第十四条繰上・一部改正)

(仲裁委員が欠けた場合の措置)

第十五条 仲裁委員が死亡、解任、辞任その他の理由により欠けた場合においては、審査会の委員(審査会を置かない都道府県にあっては、公審査委員候補者名簿に記載されている者とし、以下「審査会の委員等」という。)のうちから、当事者が合意によつて選定した者につき、審査会の会長等が後任の仲裁委員を指名する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかつたときは、審査会の委員等のうちから、当事者の意思等を勘案して、審査会の会長等が指名する。

2 都道府県に係る調停委員会に対する法第三十四条第三項の受諾しない旨の申出は、書面をもつてしなければならない。

3 法第三十四条第三項の受諾しない旨の申出がなく同条第一項の規定に基づいて指定された期間が経過したときは、審査会等は、当事者に対し、遅滞なく、書面をもつて、当事者間に調停案と同一の内容の合意が成立したものとみなされた旨を通知しなければならない。

(昭四七政二三七・追加、昭四七政三五一・一部改正)

(公害等調整委員会に対する通知等)

第十二条の二 法第四十二条の二十四第一項(法第四十二条の三十三において準用する場合を含む。)の規定により審査会等が処理する事件について、当事者間に合意が成立したとき、法第三十六条第一項の規定により調停が打ち切られたとき、又は同条第二項の規定により調停が打ち切られたものとみなされたときは、審査会等は、公害等調整委員会に対し、遅滞なく、書面をもつて、その旨を通知し、かつ、公害等調整委員会から送付された当該事件の記録を返付しなければならない。

(昭四七政三五一・追加)

(仲裁委員の指名等)

第十三条 法第三十九条第二項ただし書の規定により審査会の会長(審査会を置かない都道府県にあっては、都道府県知事とし、以下「審査会の会長等」という。)が仲裁委員を指名する場合には、当事者の意思等を勘案してするものとし、仲裁委員を指名したときは、当事者に対し、遅滞なく、書面をもつて、その者の氏名を通知しなければならない。

(昭四七政二三七・旧第十四条繰上・一部改正)

(仲裁委員が欠けた場合の措置)

第十四条 仲裁委員が死亡、解任、辞任その他の理由により欠けた場合においては、審査会の委員(審査会を置かない都道府県にあっては、公審査委員候補者名簿に記載されている者とし、以下「審査会の委員等」という。)のうちから、当事者が合意によつて選定した者につき、審査会の会長等が後任の仲裁委員を指名する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかつたときは、審査会の委員等のうちから、当事者の意思等を勘案して、審査会の会長等が指名する。

2 審査会の会長等は、前項ただし書の規定に基づいて仲裁委員を指名したときは、当事者に対し、遅滞なく、書面をもつて、その者の氏名を通知しなければならない。

(昭四七政一三七・旧第十五条繰上・一部改正)

(立入検査の場合の措置)

第十五条 都道府県に係る調停委員会又は仲裁委員会が法第三十三条第二項又は法第四十条第二項の規定により立入検査をする場合においては、立ち入る場所及び検査する文書又は物件を明示しなければならない。

2 前項の立入検査をする場合においては、調停委員又は仲裁委員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(昭四七政二三七・追加、昭四九政三一九・一部改正)

(調書)

第十五条の二 都道府県に係る調停委員会又は仲裁委員会は、調停又は仲裁の手続について、調書を作成しなければならない。ただし、調停委員会又は仲裁委員会においてその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(昭四七政三五一・追加)

(記録の閲覧)

第十五条の三 当事者は、審査会等の許可を得て、事件の記録を閲覧することができる。

(昭四七政一三七・追加、昭四七政三五一・旧第十五条の二繰下)

(参考人等に対する費用の支給)

第十六条 第十条の規定により陳述若しくは意見を求められ、又は鑑定を依頼された参考人又は鑑定人に支給する鉄道賃、船賃、車賃、日当、宿泊料又は鑑定料の額及びその支給方法は、都道府県の条例の定めるところによる。

(昭四七政一三七・昭四七政三五一・一部改正)

(手続費用)

第十七条 法第四十四条第一項の政令で定める費用は、次の各号に掲げるるものとする。

一 法第四十二条の十六第一項第一号若しくは第二号の規定により陳述若しくは鑑定を命ぜられた参考人若しくは鑑定人又は公害等調整委員会規則の規定により陳述若しくは意見を求められ、若しくは鑑定を依頼された参考人若しくは鑑定人に支給する鉄道賃、船賃、車賃、日当、宿泊料又は鑑定料

二 調停委員会若しくは仲裁委員会が提出を求め、又は裁定委員会若しくは法第四十二条の十七第二項の規定により指名された者が提出を命じた文書又は物件の提出に係る費用

三 あつせん委員、調停委員、仲裁委員、裁定委員、法第四十二条の十七第二項の規定により指名された者、専門委員又は職員の出張に要する鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当又は宿泊料

四 呼出又は送達のための郵便料又は電信料

3 前項第一号の参考人又は鑑定人に支給する鉄道賃、船賃、車賃、日当又は宿泊料の額は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)の二級の職務にある者が、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第一百十四号)の規定に基づいて受ける額と同一の額とする。

4 第一項第一号の鑑定人に支給する鑑定料の額は、当該鑑定をするに当たり必要とした特別の技能の程度又はこれに要した時間及び費用を考慮して公害等調整委員会が定める額とする。

(昭四七政一三七・昭四七政三五一・昭四九政三一九・昭六〇政三一七・平六政二五一・一部改正)

(手数料)

第十八条 法第四十五条の手数料の額は、別表の上欄の申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。ただし、法第三十六条第一項の規定により調停が打ち切られ、又は同条第二項の規定により当該調停が打ち切られたものとみなされた事件につきその旨の通知を受けた日から二週間以内に当該調停の申請人又は参加人からされた仲裁の申請については、同表により算出した額から当該調停の申請又は当該調停の手続への参加の申立てについて納めた手数料の額を控除した額とし、原因裁定があつた事件につき当該原因裁定がされた後三月以内に当該

事件の申請人又は参加人からされた仲裁の申請、責任裁定の申請又は責任裁定の手続への参加の申立てについては、同表により算出した額から前の原因裁定の申請又は原因裁定の手続への参加の申立てについて納めた手数料の額を控除した額とする。

2

別表において手数料の額の算出の基礎とされている調停、仲裁又は責任裁定を求める事項の価額は、申請又は参加の申立てにより主張する利益によつて算定する。この場合において、価額を算定することができないときは、その価額は、五百万円とする。

3

第一項の手数料は、公害等調整委員会規則で定めるところにより、手数料の額に相当する額の収入印紙をもつて納めなければならない。

4 公害等調整委員会規則の規定により調停又は責任裁定を求める事項の価額を増加するときは、公害等調整委員会規則で定めるところにより、増加後の価額につき納付すべき手数料の額と増加前の申請又は参加の申立てについて納められた手数料の額との差額に相当する額の収入印紙をもつて納めなければならない。

(昭四七政二三七・昭四七政三五一・平一一政三二六・一部改正)

(手数料の減免又は納付の猶予)

第十九条 公害等調整委員会は、調停、仲裁、責任裁定若しくは原因裁定の申請又は証拠保全若しくは法第二十三条の四第一項の規定による参加の申立てをする者が貧困により法第四十五条の手数料を納付する資力がないと認めるときは、公害等調整委員会規則で定めるところにより、当該手数料を軽減し、若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

2 前項の規定による手数料の軽減若しくは免除又はその納付の猶予を受けようとする者は、公害等調整委員会規則で定めるところにより、書面をもつて、その旨を申請しなければならない。

(昭四七政二三七・昭四七政三五一・平一一政三二六・一部改正)

(都道府県連合公害審査会による紛争の処理手続)  
第十九条の二 都道府県連合公害審査会によるあつせん及び調停の手続については、審査会等によるあつせん及び調停の手続に関する規定の例による。

(昭四七政三五一・追加、昭四九政三一九・一部改正)  
(総務省令への委任)

第二十条 この政令に定めるもののほか、審査会等における紛争の処理の手続の細目は、総務省令で定める。

(昭四七政二三七・追加、昭六〇政二二四・旧第二十一条繰上、平二二政三〇四・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

1 この政令は、法の施行の日(昭和四十五年十一月一日)から施行する。

附 則 (平成二年六月七日政令第三〇四号) 抄

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一四年一二月一八日政令第三八六号) 抄

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年二月一日政令第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二二日政令第一八七号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年一二月一六日政令第三九六号) 抄

この政令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年四月一日)から施行する。

附 則 (令和三年二月一五日政令第二九号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

別表第十八条関係

(昭四七政三五一・追加、昭五九政四五・一部改正)

一 調停の申請	二 仲裁の申請	三 責任裁定の申請	四 仲裁を求める事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額	五 原因裁定の申請	六 法第二十三条の四第一項の規定による参加の申立て
上欄	下欄				
			調停を求める事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額 一 調停を求める事項の価額が百万円まで 千円 二 その価額一万円までごとに 七円 三 調停を求める事項の価額が一千万円を超える一億円までの部分 その価額一万円までごとに 六円 四 調停を求める事項の価額が一億円を超える部分 その価額一万円までごとに 五円	被害を主張する者一人につき三千三百円 三百円	

## ○公害紛争処理法施行規則

(昭和四十七年六月三十日)

(総理府令第四十七号)

公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)を実施するため、及び公害紛争処理法施行令(昭和四十五年政令第二百五十三号)第二十一条の規定に基づき、公害紛争処理法施行規則を次のように定める。

### 公害紛争処理法施行規則

#### (委員等の名簿)

第一条 都道府県公害審査会(以下「審査会」という。)は委員の名簿を、審査会を置かない都道府県の知事は公害紛争処理法(以下「法」という。)第十八条第一項の公害審査委員候補者名簿を備え、希望者の閲覧に供しなければならない。

2 前項の名簿には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 氏名、生年月日及び住所
- 二 経歴及び弁護士となる資格を有する者にあつては、その旨
- 三 任期満了の日又は委嘱期間の満了の日
- 四 (平二六総省令三一・令二総省令五九・一部改正)  
(代理人についての承認の申請の方式等)

第二条 第二条 都道府県に係る調停委員会又は仲裁委員会に対して弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人である代理人の権限を証明する法第二十三条の二第三項の書面には代理人の所属する弁護士会の名称及び代理人の事務所を記載しなければならない。

- 2 都道府県に係る調停委員会又は仲裁委員会に対し、弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人以外の者を代理人とすることにつき法第二十三条の二第一項の承認を求めるには、その者の氏名又は名称、住所、職業、当事者との関係その他代理人として適当であるか否かを知るに足る事項を記載した書面をもつてしなければならない。
- 3 前項の書面には、代理人の権限を証明する法第二十三条の二第三項の書面を添附しなければならない。

(平十四総省令二六・一部改正)

(事件を担当する社員の届出)

第二条の二 代理人となつた弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人は、遅滞なく、当該事件を担当する社員の氏名を都道府県に係る調停委員会又は仲裁委員会に書面で届け出なければならない。

(平十四総省令二六・追加)

#### (事件の移送等の場合の措置)

第三条 審査会(審査会を置かない都道府県にあつては、都道府県知事とし、以下「審査会等」という。)は、法第二十五条の規定により事件を移送するとき、又は法第三十八条第一項の規定により事件を引き継ぐときは、当事者が提出していたすべての文書及び物件その他当該事件の関係文書及び物件を公害等調整委員会又は管轄審査会等に送付し、かつ、当事者に対し、遅滞なく、書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

(昭四九総府令六一・一部改正)

#### (出頭要求の方式)

第四条 都道府県に係る調停委員会が法第三十二条の規定により当事者の出頭を求めるには、出頭すべき日時、場所、正当な理由がなくて出頭の要求に応じなかつたときの法律上の制裁その他必要な事項を記載した書面をもつてしなければならない。

#### (文書等の提出要求の方式)

第五条 都道府県に係る調停委員会又は仲裁委員会が法第三十三条第一項又は法第四十条第一項の規定により文書又は物件の提出を求めるには、提出すべき文書又は物件の表示、提出期限、正当な理由がなくて文書又は物件の提出の要求に応じなかつたときの法律上の制裁その他必要な事項を記載した書面をもつてしなければならない。

(昭四九総府令六一・一部改正)

#### (令第十五条第一項の規定による明示の方式等)

第六条 都道府県に係る調停委員会又は仲裁委員会が公害紛争処理法施行令(以下「令」という。)第十五条第一項の規定により立ち入る場所及び検査する文書又は物件を明示するには、書面をもつてするものとし、当該書面には、正当な理由がなくて立入検査を拒み、妨げ、又は忌避し

たときの法律上の制裁をあわせて記載しなければならない。

2 令第十五条第二項の証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

(昭四九総府令六一・一部改正)

(記録の閲覧の請求の方式等)

第七条 令第十五条の三の規定により記録の閲覧を請求するには、次に掲げる事項を記載した書面をもつてしなければならない。

一 閲覧請求人の氏名又は名称及び住所

二 事件の表示

三 閲覧請求の理由

四 閲覧請求の年月日

2 記録を閲覧する者は、閲覧の場所、時間その他閲覧に関する事項につき審査会等の指示するところに従わなければならない。

(昭四九総府令六一・一部改正)

附 則

1 この府令は、昭和四十七年七月一日から施行する。

2 公害紛争処理法施行規則(昭和四十五年総理府令第四十一号)は、廃止する。

附 則

(昭和四九年九月三日総理府令第六一号)

この府令は、昭和四十九年十一月一日から施行する。

附 則

(平成十四年三月十三日総務省令第字ニ六号)

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則

(平成二六年三月三一日総務省令第三二二号)

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則

(令和二年六月一〇日総務省令第五九号)

1 (施行期日)  
(経過措置)  
この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現に公害紛争処理法第十八条第一項の公害審査委員候補者名簿を備えている都道府県においては、この省令の施行の日以後に同項の規定に基づき条例で期間を定めた場合を除き、新たに公害審査委員候補者を委嘱し当該名簿を作成するまでの間は、公害審査委員

候補者名簿の作成について、この省令による改正後の公害紛争処理法施行規則第一条第二項第四号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。  
附 則 (令和四年一一月一日総務省令第六八号)  
この省令は、令和四年十一月一日から施行する。

別記様式 (昭四九総府令六一・一部改正)

12センチメートル

第 号

年 月 日 生

身分証明書

公害紛争処理法施行令第  
15条第2項の規定による

発行年月日  
発行者所在地

都道府県公害審査会会长  
都道府県知事

氏名 印

## 福岡県公害紛争処理条例

昭和四十五年十月十二日  
福岡県条例第四十一号

四 呼出又は送達のための費用  
(平一九条例七三・一部改正)

（手数料）

第六条 審査会に対し法第二十三条の四第一項の規定による参加の申立て(以下「参加の申立て」という。)をする者又は法第二十六条第一項の調停若しくは仲裁の申請をする者は、次の表に定める手数料を納めなければならない。ただし、法第三十六条第一項の規定により調停が打ち切られ、又は同条第二項の規定により当該調停が打ち切られたものとみなされた事件につきその旨の通知を受けた日から二週間以内に当該調停の申請人又は参加人からされた仲裁の申請については同表により算出した額から当該調停の申請又は当該調停の手続への参加の申立てについて納めた手数料の額を控除した額とする。

2 前項の調停若しくは仲裁の申立てにより主張する利益によつて算定する。この場合において、価額を算定することができないときは、その価額は、五百万円とする。

3 施行令第六条の規定により調停を求める事項の価額を増加するときは、増加後の価額につき納付すべき手数料の額と増加前の申請又は参加の申立てについて納められた手数料の額との差額に相当する額を納めなければならない。

第七条 知事は、調停若しくは仲裁の申請又は参加の申立てをする者が貧困により前条の手数料を納付する資力がないと認めるときは、規則で定めるところにより、当該手数料を軽減し、若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

2 前項の規定による手数料の軽減若しくは免除又は納付の猶予を受けようとする者は、規則で定めるところにより、書面をもつて、その旨を申請しなければならない。

（規則への委任）  
(平一二条例二二・平一九条例七三・一部改正)

三 あつせん委員、調停委員、仲裁委員、専門調査員又は職員の出張に要する費用

第八条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。  
 [第六条 次の表]

項目	紛争処理を求める事項の 価額	金額
一	イ 調停を求め、又は参加 の申立てをする事項の価 額 百万円以下の場合	千円
	ロ 同 百万円を超える 場合	千円に百万円を超える部 分が一万円に達するごとに七 円を加えた金額
	ハ 同 一千万円を超 え一億円以下の場合	七千三百円に一千万円を超 える部分が一万円に達する ごとに六円を加えた金額
	ニ 同 一億円を超える 場合	六万一千三百円に一億円を超 える部分が一万円に達する ごとに五円を加えた金額
二	イ 仲裁を求める事項の 価額 百万円以下の場合	二千円
	ロ 同 百万円を超える 場合	二千円に百万円を超える部 分が一万円に達するごとに二十 円を加えた金額
	ハ 同 一千万円を超 え一億円以下の場合	二万円に一千万円を超える 部分が一万円に達するごとに十五 円を加えた金額
	ニ 同 一億円を超える 場合	十五万五千円に一億円を超 える部分が一万円に達する ごとに十円を加えた金額

## ○福岡県公害紛争処理条例施行規則

昭和四十六年一月二十三日

福岡県規則第五号

福岡県公害紛争処理条例施行規則

### (趣旨)

第一条 この規則は、福岡県公害紛争処理条例(昭和四十五年福岡県条例第四十一号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (手数料の减免又はその納付の猶予)

第二条 条例第七条第一項の規定に基づく手数料の軽減又は免除は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額について行うものとする。

一 申請人が生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護を受けている者の世帯に属している場合 手数料の額の全額

二 申請人及びこれと生計を一にする者がいずれも所得税法(昭和四十一年法律第三十三号)による前年分の所得税(毎年一月から四月までの間になされる申請にあつては、その年の前前年分の所得税)を納付すべき義務を有しない場合 手数料の額の二分の一

三 知事は、条例第七条第一項の規定により納付の猶予をする場合は、手数料を納付すべき期限を別に定めるものとする。この場合において、当該手手数料を分割し、その分割した額ごとに、納付すべき期限を定めることができる。

3 前項の規定により納付すべき期限を定める場合においては、その期限(同項後段の規定により手数料を分割し、その分割した額ごとに納付すべき期限を定める場合にあっては、最終の納付分に係る期限)が、条例第七条第二項の規定による申請のあつた日から二年を超えないよう

4 知事は、条例第七条第二項の規定による申請の許否の決定をしたときは、当該申請をした者に対し、遅滞なく、書面をもって、その旨を通知しなければならない。

第三条 (平一九規則七三・一部改正)  
条例第七条第二項規定による申請をする者は、別記様式に申請人の氏名及び住所並びに申請の理由を記載し、次に掲げる事項を証明する

一 申請人が生活保護法による保護を受けている者の世帯に属しているときは、その旨  
二 申請人及びこれと生計を一にする者がいずれも所得税法による前年分の所得税(毎年一月から四月までの間になされる申請にあつては、その年の前前年分の所得税)を納付すべき義務を有しないときは、そ

の旨  
三 前二号に掲げるもののほか、申請人が手数料を納付することが困難である事情があるときは、その旨

(平一九規則七三・一部改正)  
(猶予された手数料の納付の方法)  
第四条 条例第七条第一項の規定により納付を猶予された手数料を納付するときは、知事が指定する書面に納付すべき手数料の額に相当する額の領収証紙をはつて納めなければならない。

(平一九規則七三・一部改正)  
(審査会の庶務)  
第五条 福岡県公害審査会の庶務は、環境部自然環境課において処理する  
(昭四六規則七六・昭五九規則五七・平一〇規則一九・平一二規則八六・一部改正)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年十一月一日から適用する。  
この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県公害紛争処理条例施行規則の規定は、昭和四十六年八月一日から適用する。

附 則(昭和四六年規則第七六号)

この規則は、公表の日から施行し、改定後の福岡県公害紛争処理条例施行規則の規定は、昭和四六年八月一日から適用する。

附 則(昭和五九年規則第五七号)

この規則は、公表の日から施行する。

免除  
手数料軽減 申請書  
納付の猶予

年 月 日

福岡県知事 殿

住所

氏名

福岡県公害紛争処理条例第7条の規定に基づき、下記の理由により、

免除  
手数料の 軽減 を申請します。  
納付の猶予

記

別記様式  
(平十規則一九・平一九規則七三・令三規則二六・一部改正)  
附 則(平成一二年規則第八六号)抄  
(施行期日)  
1 この規則は、公布の日から施行する。  
附 則(平成一二年規則第八六号)抄  
(施行期日)  
1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。  
附 則(平成一九年規則第七三号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則(令和三年規則第二六号)  
この規則は、公布の日から施行する。

## 福岡県公害審査会運営規程

### 第一章 会議

#### (会議の種類)

第一条 審査会の会議は次のとおりとする。

一 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号。以下「法」という。)

第十七条の二の規定による審査会の会議(以下「審査会議」という。)

二 法第二十八条第一項の規定による意見の申出に関する事項

三 法第三十一条第一項の規定による調停委員の会議

四 法第三十九条第一項の規定による仲裁委員の会議

#### (審査会議の招集)

第二条 審査会議は、審査会議の議決若しくは過半数の委員から請求があつたとき、又は会長が必要と認めたとき、会長が招集する。

2 前項の招集に当たっては、書面により、少なくともその期日の三日前までに、会議の日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

#### (審査会議の付議事項)

第三条 審査会議に付議すべき事項は、次のとおりとする。

一 法第二十五条の規定による移送に関する事項

二 法第二十六条の規定による申請の受理に関する事項

三 法第二十七条第二項の規定による知事への通知に関する事項

四 法第二十七条の二の規定によるあつせんの開始及び管轄の決定に関する事項

五 法第二十七条の三の規定による調停の開始に関する事項

#### (調停委員会)

第五条 調停委員会に調停委員長を置く。調停委員長は調停委員が互選する。

2 調停委員会の会議は、調停委員長が招集する。

3 調停委員会は、調停委員全員の出席がなければ会議を開き議決することができる。

4 調停委員会の議事は、調停委員の過半数で決する。

六 法第三十八条の規定による事件の引継に関する事項

七 法第四十三条の規定による資料提出の要求等に関する事項

八 法第四十三条の二の規定による義務履行の勧告に関する事項

九 法第四十八条の規定による意見の申出に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか会長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、付議すべき事項が緊急の処理を必要とし、かつ、審査会議を招集する暇のないとき又は軽易なものであるときは、会長はその付議すべき事項を自ら処理することができる。

この場合において、会長は次の審査会議においてその承認を求めるものとする。

#### (あつせん委員の会議)

第四条 複数のあつせん委員が指名された場合は、あつせん委員長を置く。あつせん委員長はあつせん委員が互選する。

2 あつせん委員の会議は、あつせん委員長が招集する。

3 あつせん委員の会議の議事は、あつせん委員長を含む出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、あつせん委員長の決するところによるものとする。

4 あつせん委員長は、必要に応じて事案の経過及び結果を審査会議に報告するものとする。

5 調停委員長は、必要に応じて会議の経過及び結果を審査会議に報告するものとする。

(準用規定)

第六条 前条の規定は、仲裁委員会について準用する。

(会議の公開等)

第七条 審査会議は原則公開とする。ただし、別に定める基準に基づいて非公開とすることができる。

2 あつせん委員の行うあつせんの手続は公開しない。

(委員の欠席)

第八条 委員は、病気その他の理由により出席することができないときは、あらかじめ招集者にその旨を通知するものとする。

(委員以外の者の発言)

第九条 福岡県公害紛争処理条例（昭和四十五年福岡県条例第四十一号。）第四条に定める専門調査員及び福岡県公害紛争処理条例施行規則（昭和四十六年福岡県規則第五号。）第五条に定める庶務を担当する職員（以下「職員」という。）は、会議において、指名により特定の事項について報告又は説明をすることができる。

(議事録の作成)

第十条 審査会議の議事については、その都度、議事録を作成しておかなければならぬ。

(申請の受付)

第十条の二 職員は、公害紛争処理法施行令（昭和四五年政令第二五三

(あつせん委員又は調停委員の欠けた場合の措置)

第十四条 会長は、あつせん委員又は調停委員が欠けた場合において

号。以下「施行令」という。）第四条の申請書又は施行令第六条の申請変更申立書を受け付けるに当たっては、事実を聴取のうえ、施行令又は公害紛争処理法施行規則（昭和四十五年総理府令第四十一号。）に定める記載事項を審査し、不備な箇所があるときは申請人等に対しその補正を求めるものとする。

第二章 紛争処理の手続

(申請受理等の通知)

第十一条 審査会は、法第一一十六条第一項の書面又は施行令第六条の書面を受理したときはその旨を、受理しなかつたときは理由を附してその旨を、当該申請者に対し書面をもつて通知するものとする。

(意見書の提出要求)

第十二条 施行令第七条の規定に基づき、相手方に對し通知するときは、期限を附して意見書の提出を求めるものとする。

(委員の指名等)

第十三条 会長は、あつせん委員、調停委員又は仲裁委員を指名する場合において、当該事件に直接利害関係のある者を指名することができる。

2 あつせん委員、調停委員又は仲裁委員の指名は、書面をもつて行うものとする。

3 会長は、あつせん委員又は調停委員を指名したときは、当事者に対し、遅滞なく書面をもつてその者の氏名を通知するものとする。

は、遅滞なく後任の委員を指名するものとする。

### 第三章 雜則

#### (関係人の供述を求める場合等の措置)

第十五条 施行令第十条の規定により事件の関係人その他参考人に供述若しくは意見を求め、若しくは鑑定人に鑑定を依頼するときは、書面をもつてするものとする。

#### (書面等の様式)

第十九条 次の表の下欄に掲げる書面等は、それぞれ中欄に掲げる様式のとおりとする。

#### (調書の作成)

第十六条 あつせん、調停又は仲裁の期日における手続の進行については、調書を作成し保存するものとする。  
2 調書には、当該あつせん委員、調停委員又は仲裁委員が記名押印するものとする。

#### (和解契約書、調停調書の作成)

第十七条 あつせんによって当事者間に合意が成立したときは和解契約書を、調停によつて当事者間に合意が成立したときは調停調書を、それぞれ作成するものとし、当事者のほか、あつせんの場合にはあつせん委員が、調停の場合には調停委員が署名押印するものとする。  
2 前項の和解契約書は三部作成し、当事者が各一部を保管し、一部は審査会が保管するものとする。  
3 第一項の調停調書は審査会が原本を保管し、各当事者はその正本を保有するものとする。

#### (会長に対する報告)

第十八条 あつせん委員、調停委員会又は仲裁委員会は、当該あつせん、調停又は仲裁の事件が終了したときは、会長に対し書面をもつてその概要を報告するものとする。

九	八	七	六	五	四	別紙	三	二	一	番号	様式の名称	書面等
申請変更申立受理通知書	申請受理通知書	文書物件の提出要求書	出頭要求書	移送通知書 引継通知書	あつせん委員指名通知書 調停委員指名通知書 仲裁委員指名通知書	あつせん打ち切り決定書 調停拒否決定書 調停打ち切り決定書	あつせん打ち切り通知書 調停拒否通知書 調停打ち切り通知書	あつせん打ち切り決定書 調停拒否決定書 調停打ち切り決定書	あつせん手続開始通知書 調停手続開始通知書 仲裁手続開始通知書	施行令第七条の書面	施行令第九条第三項及び第四項の書面	施行令第九条第三項及び第四項の書面
第十二条の書面	府令第五条の書面	府令第四条の書面	府令第三条の書面									

附則

この規程は、昭和四十六年九月一日から施行する。  
この規程は、平成十五年三月七日から施行する。  
この規程は、平成十六年二月二日から施行する。  
この規程は、平成二十年一月二十三日から施行する。

## ○福岡県公害審査会の会議の公開に関する基準

### 一 趣旨

この基準は、福岡県公害審査会（以下「審査会」という。）会議（あつせん委員、調停委員会及び仲裁委員会の行う手続に関するものを除く。以下「会議」という。）の公開を行うに当たり、その判断の基準となる事項を定めたものである。

### 二 公開又は非公開の決定等

（一）審査会は、審査会の目的を考慮の上、その審議状況を県民に明らかにすることにより審査会運営における透明性の向上を図り、もって審査会に対する県民の理解と信頼を深めるという観点に立ち、その会議の公開に努めるものとする。

（二）会議を非公開とする必要が生じた場合、会長が審査会に諮って、非公開の決定を行うものとする。

なお、会議が次のいずれかに該当する場合は、公開しないことができるものとする。

ア 個人情報に関し審議等を行う会議であつて、当該会議を公開することにより特定の個人情報が明らかになる場合

イ 事業情報（法人その他の団体に関する情報をいう。）に関し審議等を行う会議であつて、当該会議を公開することにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる場合

ウ 審議、検討、調査研究等を行う会議であつて、当該会議を公開することにより、当該又は同種の審議、検討、調査研究等に支障を生ずるおそれがある場合

エ 県の機関又は国等の機関が行う取締り、許可、試験、争訟その他の事務事業に関する情報について審議等を行う会議であつて、公開することにより、当該事務事業の実施の目的が失われ、その公正かつ適正な執行に支障を生ずるおそれがある場合又は当該事務事業に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が損なわれ、その円滑な執行に支障を生ずるおそれがある場合

オ 当該会議を公開することにより、個人の生命、身体、自由、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生ずると認められる場合  
カ 法令により会議を公開しないと定められている場合又は法令の定めるところにより公にすることができない情報に関し審議等を行う場合  
(三) 会議の公開又は非公開の決定後にその決定を変更する必要が生じた場合は、その都度、会長が当該会議に諮り決定の変更を行うことができるものとする。

### 三 公開の方法等

(一) 会議の公開は、希望する者に傍聴を認めること等の方法により行うものとする。

(二) 審査会は、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に関する遵守事項等を定め、会長は、会場の秩序を維持するために必要な措置をとるものとする。

#### 四 会議開催の周知

審査会は、公開する会議の開催について、ホームページへの掲載等の方法により、あらかじめ県民へ周知するよう努めるものとする。

#### 五 会議録について

(一) 審査会は、二の(二)の基準により、当該会議の決定を経て、公開した会議の議事概要及び会議資料の概要を、ホームページ掲載等の方法により公開するよう努めるものとする。

(二) 審査会は、会議を非公開とする場合においても、議事要旨等の公開に努めるものとする。

(三) 議事概要においては、発言者の氏名は明らかにしないものとする。

#### 六 その他

その他審査会の会議の公開に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定めることができるものとする。

#### 附則

この基準は、平成十六年二月二日から施行する。

## ○福岡県公害審査会議傍聴要領

本要領は、福岡県公害審査会運営規程第七条第一項の規定により公開される福岡県公害審査会議（以下「会議」という）の傍聴の方法を定めたものである。

### 第一 傍聴者の範囲

傍聴を希望するすべての者とする。

### 第二 配付資料

傍聴者に対する配付は、当日の会議出席委員に配付される資料のうち、公開が認められた資料を配付することとする。

ただし、資料の枚数が大量のもの、残部が少ない刊行物又は有償頒布資料については配布しない。

### 第三 傍聴手続

（一）傍聴は、会議予定日の前日までに電話、FAX、電子メールによって申し込むものとする。

（二）受付は会議開催当日に、会場で開催時刻の30分前から行うこととする。

（三）傍聴者の行う写真撮影、録画、録音等は認めない。

ただし、写真及びビデオ撮影については、会議の冒頭での撮影（頭撮り）のみ認めることができる。

### 第四 遵守事項

（一）円滑な運営を確保するため、福岡県公害審査会は、傍聴手続及び傍聴者の遵守事項等について別途定め、傍聴席に掲示することとする。

（二）傍聴者が遵守事項に違反し、会議の公正かつ円滑な進行を妨げた場合は、福岡県公害審査会長は当該傍聴者に対し退場を命ずることができることとする。

### 第五 その他

報道機関の公共性を考慮し、報道機関に対する随時、必要な情報の提供を行うこととする。

### 附則

この要領は、平成十六年二月一日から施行する。

この要領は、平成二十三年一月二十三日から施行する。

この要領は、平成三十一年一月二十三日から施行する。

## ○福岡県公害審査会議傍聴者の遵守事項

福岡県公害審査会議傍聴要領第四（一）の規定に基づき、福岡県公害審査会議（以下「会議」という。）の傍聴者が遵守しなければならない事項を定めたものです。

### 一 傍聴できる対象

会議の公開の決定後にその決定を変更する必要が生じた場合には、会長が当該会議に諮り会議を非公開とすることがあります。このため、開会中に非公開とされた場合は、傍聴者は退場していただくことになりますので、御了承ください。

### 二 注意事項

- (一) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (二) 会議の模様を撮影し、又は、録音しないこと。（ただし、会議冒頭の頭撮りを除く。）
- (三) 会場において飲食、喫煙をしないこと。また、携帯電話等を使用しないこと。
- (四) その他、会議の支障となる行為をしないこと。

### 三 会議の秩序維持

- (一) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたって、会長及び係員の指示に従つてください。
- (二) 傍聴者が、上記二の規定に違反したときは、退場していただくことがあります。